

びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務契約書

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡辺 正人（以下「発注者」という。）と、（以下「受注者」という。）は、びわこモーターボート競走場で使用する都市ガスの供給業務に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

受注者は、別添「仕様書」およびこの契約の条項に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する需要場所の施設で使用するガスを需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

第2条（権利義務譲渡の禁止）

受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその債権を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第3条（秘密を守る義務）

発注者および受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中および終了後（解除を含む）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、またはこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

第4条（契約年間使用量の増減）

発注者のガス使用量は、都合により契約年間ガス使用量を上回りまたは下回ることがある。ただし、実績年間ガス使用量が契約年間引取量に満たない場合、受注者が定める「大口ガス供給条件」（以下「大口供給条件」という。）により精算額を請求することができる。

第5条（契約最大使用量、契約最大需要期使用量の超過）

発注者が契約最大ガス使用量、契約最大需要期使用量を都合により超過した場合、受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。

第6条（契約の変更等）

- 1 この契約に変更が必要な場合は大口供給条件を基に変更を行うものとする。
- 2 前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。

第7条（計量および検査）

計量は原則として毎月とし、受注者は、あらかじめ定められた日（以下「定例検針日」という。）に記録された値の読みにより使用ガスを算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

第8条（料金の算定期間）

料金の算定期間は、原則として前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの期間とする。

第9条（料金の支払い）

- 1 受注者は、第7条に定めた計量および検査の終了後、大口供給条件および別紙1に基づき当該月に係る料金を算定し発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、大口供給条件にもとづきこれを支払うものとする。

する。

3 前金払および部分払は、これを行わない。

第10条（契約の解除）

発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 受注者が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
- (5) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。
- (6) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

第11条（談合等による解除）

1 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあっては、その代表者または代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3)刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

- 2 発注者の解除に伴う履行部分の検査および引渡し、その他発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係るこの契約書の規定は、前項の契約の解除について準用する。

第12条（損害賠償）

- 1 受注者が、その責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えたときは、発注者は受注者に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、受注者は、発注者から請求があったときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。なお、賠償となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものとし、賠償の額は発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。ただし、一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由についてはこの限りでない。
- 2 契約期間内に、受注者の責めに帰すべき事由が無く、発注者が契約を解除する場合は、受注者は、大口供給条件の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、発注者は、受注者にその精算金等を支払うものとする。

第13条（損害賠償の予定）

- 1 受注者は、第11条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、または発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第14条（誓約書）

受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第14条第1項第5号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

第15条（不当介入があった場合の通報・報告義務）

受注者は、この契約の履行に当たり第10条第6項アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

第16条（予算削減に係る契約変更または解除）

- 1 発注者は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約を変更または解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。

第17条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、それ以外の項目は発注者および受注者が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。

第18条（事情の変更）

- 1 発注者および受注者は、本契約締結後、予期することのできない経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当と

なつたと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

第19条（履行期間）

この契約は、履行期間を令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。なお、定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日についても、定例検針日に合わせて変動するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 滋賀県大津市茶が崎1番1号
滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡辺 正人

受注者

発注者と受注者は、発注者と受注者との間で締結する「びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務契約書」のガスの需給について次のとおりであることを確認する。

(契約量)

第1条 契約量は次表のとおりとする。

| | | |
|------------|----------|-------------------------|
| ガスの種類 | 都市ガス 13A | |
| 供給熱量 | 45 | MJ/Nm ³ |
| 契約最大使用量 | 400 | m ³ /h |
| 契約年間使用量 | 352,000 | m ³ |
| 契約年間引取量 | 246,400 | m ³ |
| 契約最大需要期使用量 | 63,600 | m ³ |
| 供給圧力 | 最高圧力 | 0.3MPa(中圧)、2.5 kPa(低圧) |
| | 最低圧力 | 0.03MPa(中圧)、1.0 kPa(低圧) |

| 月別 (検針月) | 契約月別使用量 (単位 : m ³) | | |
|----------|--------------------------------|--------|---------|
| | 中圧 B | 低圧 | 計 |
| 4月 | 4,500 | 1,600 | 6,100 |
| 5月 | 14,800 | 5,400 | 20,200 |
| 6月 | 22,800 | 6,500 | 29,300 |
| 7月 | 44,600 | 9,400 | 54,000 |
| 8月 | 53,700 | 9,900 | 63,600 |
| 9月 | 45,000 | 9,200 | 54,200 |
| 10月 | 19,200 | 5,900 | 25,100 |
| 11月 | 3,300 | 2,700 | 6,000 |
| 12月 | 11,300 | 6,300 | 17,600 |
| 1月 | 23,100 | 10,700 | 33,800 |
| 2月 | 18,600 | 8,800 | 27,400 |
| 3月 | 10,000 | 4,700 | 14,700 |
| 合計 | 270,900 | 81,100 | 352,000 |

(料金算定方法)

第2条 毎月の料金は大口供給条件に基づき算定する。

(供給地点)

第3条 供給地点は次のとおりとする。

| 供給地点特定番号 | 供給圧力 |
|--------------------|------|
| 060000000-35700122 | 中圧 B |
| 060000000-35700123 | 中圧 B |
| 060000000-35700110 | 低圧 |
| 060000000-35700124 | 低圧 |
| 060000000-35700690 | 低圧 |

第4条 契約単価表

| 区分 | 単価 |
|--------|------------------|
| 基準単位料金 | 円/m ³ |
| 基準原料価格 | 円/t |

注 上記契約単価には、消費税および地方消費税相当額を含まない。
上記契約単価は、仕様書条件による。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。